

ファウルボール事故の法的責任

大橋卓生 スポーツ法政策研究会、シティユーワ法律事務所、弁護士

1 はじめに

2008年5月、クリネックススタジアム宮城で行われた楽天対西武戦において、3塁側内野席で家族とともに観戦していた男性の右目にファウルボールが直撃しました。男性は重傷を負い、現在、試合の主催者である球団（楽天）と球場所有者である宮城県を相手に訴訟を行っています。日本において、ファウルボール事故の法的責任について、裁判所が判断した例は少なく、判決の行方が注目されているところです。

2 ファウルボールの特徴

1 試合平均何球のファウルボールが観客席に飛び込むかデータはありませんが、試合前の打撃練習も含めると観客席に飛び込むファウルボールおよびホームランボールの数は相当数に上ることが容易に想像できます。日本のプロ野球だけをみても、一軍の公式戦だけで年間864試合開催され、多くの観客を動員していることからしますと、ファウルボールが観客に当たる確率も高いものと思われます。

このようにファウルボールが観客に当たる可能性があることは、予想できるものではありません。しかし、ファウルボールはいつどこに飛んでくるかわからないという性質があり、グラウンド全体をネットで覆わない限り、ファウルボール事故の発生を防ぐことはできないのではないかと考えられます。

こうしたファウルボールによって生じた事故について、球団や球場は法的責任を負うのか、法的責任を負うとすればいかなる場合かが問題となります。

3 球団の法的責任

試合を主催する球団と観客との間には試合観戦契約が成立することになります。

この契約上、球団は観客に対して安全配慮義務を負うことになると解され、ファウルボール事故が生じた場合、この安全配慮義務違反（債務不履行）が問題となると考えられます。

そこで、いかなる場合に、安全配慮義務違反となるかを検討する必要があります。

安全配慮義務違反になる場合とは、事故を具体的に予見できる場合（予見可能性）に、事故を防止するための結果回避義務を尽くしていない場合と言えます。前述のとおりファウルボールが観客席に飛び込むことは予見できることから、結果回避義務を尽くしたかがポイントになるのではないかと考えられます。球団や球場においては、観客の安全を図るために、物的にも人的にも安全措置を講じていますが、こうした安全措置によって、安全配慮義務（とくに結果回避義務）を尽くしたと言えるかが問題になると考えられます。

ここでは、現在実施されている具体的な安全措置について検討してみたいと思います。

(1) 防球ネットの設置について

ネットに穴が開いているなど欠陥がある場合は、義務違反が認められることになると思います。しかし、そうした明らかな欠陥がある場合でなく、ネット自体に欠陥はないけれども、結果的にみれば、ネットの高さや幅がもう少しあれば、事故が防げたというような場合に、球団は安全配慮義務

違反を問われるのでしょうか。

この点は、当該観客席付近で事故が多発しているという事情がない限り、他の安全措置や観客の危険の認識等を総合的に考慮して判断すべきではないかと考えます。

したがって、バックネット裏のように明らかに危険だと認められる場所以外においては、ネットの幅や高さが足りないことのみをもって、安全配慮義務違反とはならないのではないかと考えます。

(2) ファウルボールに対する注意喚起

①注意喚起のための具体的な措置

ファウルボールに対する注意喚起として、一般的に次の措置がなされています。(i)オーロラビジョンにおける警告、(ii)場内アナウンスにおける警告、(iii)注意看板の設置、(iv)係員の配置（警笛等で打球の飛来を警告したり、ハンドマイクでアナウンスする等）、(v)観戦用パンフレットにおける警告、(vi)グローブやヘルメットの貸出（フィールドシートの場合）などがあります。

安全配慮義務（とくに結果回避義務）を尽くしたかを検討するにあたって、この注意喚起が重要な要素となるのではないかと考えます。ボールがどこに飛んでくるかわからないことから、絶えず観客がボールに注目するようにしておくことが、事故を避けるために最も効果があると思うからです。

ネットを危険な場所に設置することももちろん重要ですが、仮にネットを設置しているからといっても、たとえば、ボールが壁などに当たって反射してネットで保護された座席に飛び込んでくることは容易に予

想でき、ネットがあれば、必ず安全が確保されるという結果にはならないからです。

したがって、こうしたファウルボールに対する注意喚起は、形式的に行うのではなく、観客の注意をひくよう工夫する必要があります。選手のビデオメッセージをオーロラビジョンに放映して警告を発している球場もあり、より観客の注意を喚起する措置と言えるのではないのでしょうか。

②試合中の飲食物の販売やアトラクション

これに対し試合中にスタンド内で売り子が飲食物を販売したり、球団マスコットがスタンド内でパフォーマンス等を行うことがあります。こうしたことに気をとられていた観客にファウルボールが当たった場合、いかに考えるべきでしょうか。

ファウルボールに対して注意喚起を促す一方で、試合中に飲食物の販売等で観客の注意をボールから逸らせている間に生じた事故については、安全配慮義務違反を問われるおそれが高いと言えるのではないのでしょうか。

この点、アメリカの裁判例では、マスコットが観客の注意を逸らせたとして球団に責任を認めた例があります¹⁾。

(3) 観客の危険の承認

球場を訪れる観客は、ファウルボールが観客席に飛び込んでくる危険があることは認識しているはずですが。こうした観客の認識は、安全配慮義務違反を考慮するにあたって一要素（義務違反を否定する要素）として考慮すべきものと考えます。もちろん他の事情と総合的に考慮する必要がありますが、ある程度自己責任が働いてしかるべきではないかと考えます。

このように考えることで、ネットのないフィールドシートのような座席を自ら購入して観戦している際に生じた事故について公平な解決が図られるように思います。

3 球場所有者の法的責任

観客と直接の契約関係にない球場所有者

については、ファウルボール事故の責任を追及する場合、不法行為責任が問題になります。

この点、日本の民法においては一般不法行為の特則として、「土地の工作物の設置又は保存の瑕疵により、第三者に損害が生じた場合に、第一に当該工作物の占有者の損害賠償責任を認め、占有者の責任が認められない場合に、当該工作物の所有者の損害賠償責任を認める旨規定されています」（民法717条²⁾）。

要するに当該工作物の設置または保存に瑕疵があれば、その所有者は免責されず、無過失で損害賠償責任を負うこととなります。その意味では、被害者に有利な法律構成と言えます。

ネットに欠陥があった場合は格別、前述したように、ネットがあと数センチ高ければ事故が防げたというような場合に、ネットがなかった、あるいはネットが低かったことが、ここで言う「瑕疵」に当たるかが問題となります。

裁判例によれば、「瑕疵」があるとは、当該土地の工作物が「通常有すべき安全性を欠いていること」を言うことと解されており³⁾、通常有すべき安全性を欠いているか否かは、当該土地の工作物の「構造、用法、場所的環境および利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきもの」であると解されています⁴⁾。

このことからすれば、ネットがないあるいはネットが低いという設備の性状のみで瑕疵の有無が判断されるものではないと解されます。おそらくは、こうした設備の性状に加えて、そこから生じうる危険を回避可能にする安全措置（ファウルボールに対する注意喚起等）を講じていたか否かも含めて瑕疵が判断されるべきと考えます。

4 まとめ

以上、ファウルボール事故に対して、球団・球場所有者が負う法的な責任について、実際に講じられている措置を基に検討してみました。

球団・球場所有者は、鋭意努力して、ファウルボール事故、とくに重傷事故を可及的に防止する努力を行っています。こうした努力が継続されるべきことは当然ですが、ファウルボール事故の性質上、いかに安全対策を講じたとしても、これが生じてしまうことは避けられないと考えます。こうした不可避的に生じるファウルボール事故については、被害者にとってはもちろんのこと、当該ファウルボールを打った選手にとっても重い負担となるものと思われると思います。こうした関係当事者の負担を軽減するために、保険制度の充実を図ることが考えられます。実際、かかる保険に加入し、事故被害者に対して保険対応をしている球場も存在するようです。

【参考文献】

- 1) Lowe v. California League of Professional Baseball, 65 Cal. Rptr. 105 (4th Dist. Ct. App. 1997)
- 2) 地方公共団体が所有する球場については、公の営造物にあたり、民法717条ではなく、国家賠償法2条（営造物責任）が適用されます。両規定の適用範囲について若干違いはありますが、民法717条の「設置又は保存の瑕疵」と国賠法2条の「設置又は管理の瑕疵」とは同じ概念と解されています。
- 3) 最判昭和45年8月20日判例時報600号71頁
- 4) 最判昭和53年7月4日判例時報904号52頁

スポーツ法政策研究会

代表幹事／菅原哲朗・キーストーン法律事務所
幹事／竹之下義弘・東京六本木法律特許事務所、
白井久明・京橋法律事務所、伊東 卓・新四谷法律事務所
会計／高木宏行・横松・高木総合法律事務所

●入会方法

参加資格／幹事の承認を得たうえで参加していただきます。
年会費／5,000円
入会申し込み／入会希望の旨を下記事務局まで、電話、FAX、E-mailにて申し込み、事務局から送付する所定の申込書に必要事項を明記し返送する。

●事務局

〒104-0031
東京都中央区京橋1-3-3 柏原ビル2階
京橋法律事務所内「スポーツ法政策研究会」
事務局長／片岡理恵子
TEL：03-3548-2073 FAX：03-3548-2071
E-mail：kataokarie@aol.com
<http://www.keystone-law.jp/sports/sports-index.htm>